

日薬業発第 40 号  
令和 3 年 4 月 30 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 森 昌平

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて  
(その 39)」における報告時期について (再周知)

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありました  
のでお知らせいたします。

地域支援体制加算の実績要件の経過措置終了後の臨時的な取り扱いについて  
は、令和 3 年 3 月 26 日付け日薬業発第 537 号 (その 38、その 39) にてお知らせ  
したところですが、今般、同取扱いについて再周知の依頼がございました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い  
申し上げます。

事務連絡  
令和3年4月28日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて  
(その39)」における報告時期について (再周知)

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡  
令和3年4月28日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」  
における報告時期について（再周知）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえた臨時的な診療報酬の取扱い等については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」（令和3年3月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下、「3月26日事務連絡」という。）により示しているところであるが、3月26日事務連絡の1.（1）及び（2）の取扱いを行う場合、保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション（以下、「保険医療機関等」という。）は以下に掲げる期限までに各地方厚生（支）局へ報告すること（各期限までの報告が間に合わない場合には、事前に各地方厚生（支）局に相談すること）としているところである。貴課におかれては、当該報告等に遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

○ 3月26日事務連絡において示す報告時期

	4/30 報告	6/30 報告	9/30 報告
令和3年 <u>4</u> 月に当該取扱いを行う場合	○	○	○
令和3年 <u>5</u> 月に当該取扱いを行う場合	—	○	○
令和3年 <u>6</u> 月に当該取扱いを行う場合	—	○	○
令和3年 <u>7</u> 月に当該取扱いを行う場合	—	—	○
令和3年 <u>8</u> 月に当該取扱いを行う場合	—	—	○

以上